

修了評価の取扱い

- 1 修了評価は、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行うこと。
- 2 修了評価は、全科目の修了時に筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。
- 3 別紙1「講習課程」の別表2「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。
- 4 修了評価課題は、各科目から偏りなく出題し、「到達目標」を踏まえ講習修了者が修得すべきポイントを押さえた出題内容であること。また、担当講師又は同等の知識・経験を有するものが作成すること。
- 5 修了評価基準を定めて各受講生の知識・技術の修得度を評価すること。評価基準は運営規程の「修了評価の実施方法」に記載すること。
なお、修了認定の基準は正答率7割以上で設定すること。
- 6 修了評価の結果、到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等（補講・追加課題・追試等）を行い、到達目標に達するように努める。